

## 高額療養費の自己負担限度額の変更について

制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平、負担能力に応じた負担の観点から、高額療養費制度の見直しを行う。

低所得者に配慮した上で、70歳以上の方の高額療養費の算定基準を見直す（全ての医療保険が対象）。70歳以上の低所得の方、70歳未満の方の自己負担限度額は変更しない。

なお、見直しに当たっては、負担が増える方に配慮し、激変緩和のために二段階で施行される。

区分	現行	平成 29 年 8 月 診療分～	平成 30 年 8 月 診療分～
現役並所得者 〔市町村民税 課税標準額 145 万円以上〕	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 〈多数該当 44,400 円〉	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 〈多数該当 44,400 円〉	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% 〈多数該当 140,100 円〉
			167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% 〈多数該当 93,000 円〉
			80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 〈多数該当 44,400 円〉
外 来	44,400 円	<u>57,600 円</u>	<u>廃止</u>
一般所得者	44,400 円	<u>57,600 円</u> 〈多数該当 44,400 円〉	57,600 円 〈多数該当 44,400 円〉
			外 来

※高額介護合算療養費についても、上記見直しに併せて算定基準を見直す。